

インターネットガバナンスの動向

前村 昌紀 ●一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）インターネット推進部 部長

2016年10月1日、IANA 契約の満了に伴いインターネットコミュニティに監督権限が移管され、歴史的な第一歩が踏み出された。

2016年のインターネットガバナンスは、なんといっても「IANA 監督権限移管」がキーワードである。2014年3月に米商務省電気通信情報局（National Telecommunications and Information Administration：NTIA）が監督権限移管の意向を示してから、コミュニティによる2年半の検討と準備を経て、遂に2016年10月1日、NTIAとInternet Corporation for Assigned Names and Numbers（ICANN）の間で結ばれていたIANA契約が満了し、グローバルなインターネットコミュニティが直接監督する体制に移行した。インターネット黎明期からその時に至るまで、歴史的経緯として米国政府が持ち続けていたインターネットに対する特別な地位が消滅したという意味で、2016年10月1日は歴史的な日付となった。

■ IANA 監督権限——歴史的経緯とは

インターネットは、米国における研究ネットワーク開発に端を発す。これらに米国の予算がつかぎ込まれ、識別子管理も例外ではなかった。

これに動きがあったのは1990年代半ばのこと。商用化していくインターネットにおいて、商標権と密接なつながりを持ち始めたドメイン名の管理への対処に関するグローバルな議論の中で、1998年に米国は識別子の台帳機能を果た

していたInternet Assigned Numbers Authority（IANA）機能全体を新たに設立する民間の会社に移管することを提案する。この新会社がICANNで、1998年に設立された。

これはつまり「IANA機能は米国のものだ」という認識に基づくもので、民間への移行を円滑に進めるためとして、ICANNによるIANA機能の運営をNTIAとICANNとの間の契約に基づいて行うとした。この契約に基づく監督権が、IANA監督権限というものの実態である。

この契約による移管には、最長2年という期間が想定されていた。実態としては2016年までかかってしまったが、米国政府は「最初から移管するつもり」だったとしている。

■ インターネットに対する米国の特別な地位への不満

「自律・分散・協調」を基本原理とするインターネットの中で唯一の集中管理機能が、IANAである。その監督権限を持つ米国は、インターネットに対して唯一特別な地位を占める国となったと言える。だがこれが、2000年以降の全世界的なインターネットの広がりの中で他の国からたびたび批判されることになり、「インターネットガバナンス」という言葉でさらに大きな議論を呼んでいくことになった。

2014年3月14日、NTIAはIANA機能に関する監督権限を手放す意向を表明した¹。なぜNTIAがこのタイミングでこういう意向を表明したかを客観的に示すことはできないが、一説には2013年に発生した、いわゆるスノーデン事件が引き金になったという見方がある。

スノーデン事件とは、米国国家安全保障局(National Security Agency: NSA)の職員であったエドワード・スノーデン(Edward Snowden)氏が、NSAが広範に通信傍受を行っていたとする資料を暴露した事件だ。これにより、「情報の自由流通」を国家的な政策として掲げる米国と、米国のインターネット業界に対する世界からの信用が失墜したため、それを挽回するための一つの方策として各国からの不満がその時もなおくすぶっていたIANA監督権限を返上したのではないか、というものである。

■インターネットコミュニティによる提案策定の取り組み

2014年3月14日のNTIAの声明を受け、インターネットコミュニティは検討体制固めに着手した。その結果、IANAに関連するあらゆるステークホルダーを含む30人からなるIANA Stewardship Transition Coordination Group(ICG)を2014年7月に組成し、このICGが提案の取りまとめを行うことになった。

ICGは、IANAが管理する3資源の方針策定を行う各コミュニティがその資源に関する提案を検討することとした。ドメイン名に関してはICANN、IPアドレスに関しては5つの地域インターネットレジストリ(RIR)、プロトコル番号に関してはInternet Engineering Task Force(IETF)である。この中でIPアドレスに関しては、日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)の奥谷泉が検討チームのチェアに選任され、検討における中心的な役割を果たした。

IPアドレスとプロトコル番号は、比較的予定通りの進行で検討を完了したが、ドメイン名に関しては、ICANNがそもそもさまざまなステークホルダーを含むコミュニティであるため、検討に時間がかかった。加えて、NTIAが監督の立場から降りるに当たってICANN自身の説明責任を強化する必要があるとされ、IANA監督権限移管後の体制に加え、ICANNの説明責任強化施策も検討されることになった。

これらによって、ICGによる各資源コミュニティからの締め切り日であった2015年1月15日にドメイン名に関する提案が間に合わず、同年9月30日のIANA契約満了日までの提案も諦めざるを得なかった。そのため、IANAの契約は延長条項によって1年延長され、2016年9月30日が新たな目標となった。

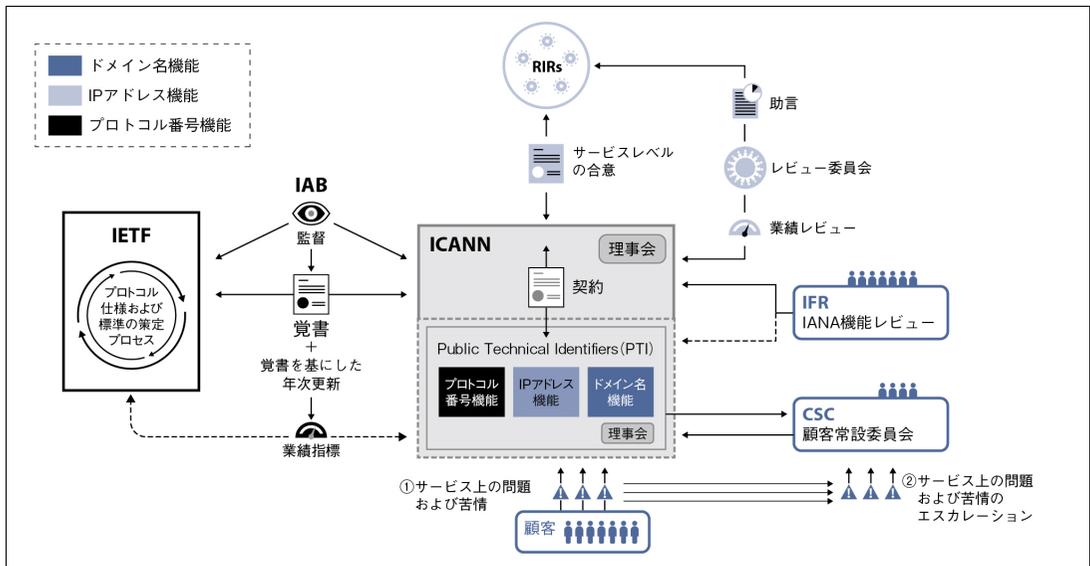
結果的に、移管後体制の提案が2015年10月29日に完成した後、ICANNの説明責任強化施策も含めた提案が2016年3月10日に完成し、同日、NTIAに提出された²。

■移管後体制の要旨

移管後体制の要旨を簡潔に示すと、以下のようになる(資料3-5-1)。

- ・ドメイン名：ICANNの中にあったIANA部局を分社化して、ICANNから新会社への業務委託契約の中で業務内容を規定し、業務を監督する体制に。
- ・IPアドレス：RIRsとICANNの間でサービスレベル合意書(SLA)を新たに締結して実施業務を明確にし、RIRコミュニティに新設されるレビュー委員会が業務実施を監督する体制に。
- ・プロトコル番号：IETFとICANNの間で移管前からあった覚書の枠組みを用い、規定された業務の実施をInternet Architecture Board(IAB)が監督する体制に。

資料 3-5-1 IANA 監督権限移管後の体制



出典： <http://www.ianacg.org/calls-for-input/combined-proposal-public-comment-period/>

ICANNの説明責任強化に関しては、支持組織や諮問委員会の代表からなるコミュニティー代表体に対して、理事の任免や重要事項の承認権、理事会決定の拒否権など、ICANN理事会を優越する権利を付託することがベースとなっている。

■提案提出から移管実施まで

2016年3月10日の提案提出以降、NTIAにおける提案の吟味、提案された機構の準備なども順調に進み、同年8月16日には「今後、大きな障壁がなければ9月30日のIANA契約満了をもって移管を実施する」というNTIAの意向が発表された³。

ここで「大きな障壁」として強く懸念されたのが、米国議会の政治的な状況であった。共和党にはIANA監督権限移管に反対の立場を取る議員一派があり反対活動を繰り返していたが、年度末となる2016年9月には、10月以降の予算執行継続議案を巡ってその活動が活発化した。予算執行継続議案に対する移管反対の盛り込み失敗が明確になったのは、9月28日だった。同日、ほっとする

間もなく、今度は、共和党が強い4州が合同で監督権限移管に対する差し止め要求を提出した。その結果は米国時間9月30日の連邦裁判所のヒアリングまで持ち越されたが、結局、この差し止め要求は却下され、NTIAは日付が10月1日に変わった直後、IANA契約満了を知らせる声明を発表した⁴。

■「歴史的な第一歩」の意味

IANA監督権限移管によって新たに規定された文書の多くは、IANA契約満了を契機に自動的に発効するとしている。つまり、IANA契約満了によって、2016年10月1日には自動的に、インターネットコミュニティが自分で監督を行う、新たな体制に移行したことになる。

ICANN理事会の議長であるスティーブ・クロッカー (Steve Crocker) 氏は「2016年10月1日は歴史的な日であると同時に、何でもない普通の日だ」と述べていて示唆深い。つまり、IANA監督権限移管によって、今までインターネットの黎

明から一貫してIANAを監督する立場にあった米
国政府が去り、これからはコミュニティー自身が
IANA機能を監督する役目を担うだけでなく、そ
の他、一切の資源管理に関する責任をコミュニ
ティーが負うことになった歴史的な日。にもか
かわらず、全世界のインターネットユーザーのほ
んどは、そのような世界中の関係者の大騒ぎを知
らず、昨日と同じようにインターネットを使えて
いるのである。

移管の実現が示したものは大きい。冒頭に述
べた通り、当初は2年間ぐらいの予定であった
IANA機能の民間移管が、実に18年の月日を経て
実現した。その間にICANN、RIRs、IETFが取り
組んできた機構の改良や補強、コミュニティーの
構築と発展なしには、この移管は実現しなかつた
だろう。NTIAの移管意向表明以来の2年半の間、
ICANN、RIRs、IETFの3つのコミュニティーは、
協働して1つの提案を作り上げるという新たな取
り組みを行うことにもなった。

移管の実現は、これらのコミュニティープロセ
スの有効性を証明するものと言える。そして、こ
れからは自分たちが設計した機構を運営するこ
とで、さらにこれを証明し続ける必要がある。

■その他インターネットガバナンス

2016年は、学生や若者対象のインターネット
ガバナンスに関するセミナーが各地で開催され
たことも印象深い。8月に韓国ソウルで開催され
たAsia Pacific Internet Governance Academy
(APIGA)⁵、9月にバンコクで開催されたAsia
Pacific School on Internet Governance (APSIG)
⁶がアジア太平洋地域全体を対象としたもので、そ
の他にIndia School on Internet Governance⁷な
ど国単位での開催も複数存在する。

参加者によれば、これらは一様に若者たちの熱
気と真摯な受講態度に圧倒されるものとのこと

で、このような若い世代によってインターネット
の業界やコミュニティーがどのように変わってい
くのか楽しみである。

国連の会議体では、International
Telecommunication Union (ITU、国際電気
通信連合)の標準化部門の総会であるWorld
Telecommunication Standardization Assembly
(WTSA)⁸が10~11月にチュニジア・チュニス
で開催され、その中で地理的名称を扱うTLDに
対するITUの関与を論じる決議案が議論された。
こういった動きは今後も継続的に起こるものと考
えられる。

Internet Governance Forum (IGF)は、新た
な10年の活動年限が始まり、その最初の会合を
12月6~9日に、メキシコ・グアダハラで開催
した⁹。

IGF 2016における大きなポイントは、地域
や国レベルのIGF活動をNational and Regional
Initiative (NRI)として認知し連携を強める動き
があったことで、会期中にはメイントラックの
セッションも行われた。

日本では、日本インターネットガバナンス会
議 (IGCJ)¹⁰と、日本インターネットプロバイ
ダー協会 (JAIPA)が中心となって進めているIGF
Japan¹¹が合同で「Japan IGF」としてNRIの認知
を受け、IGFのセッションにも参加した。

このほか今回のIGFでは、2016年4月に開催
されたG7香川・高松情報通信大臣会合の成果展
開の一環という位置づけで、日本政府がオーブ
ンフォーラムを開催したことをはじめとして¹²、
セッションの企画・運営や登壇の機会が倍増し参
加者数も近年で最高となるなど、日本での活動の
盛り上がりを大いに感じるものとなった。

手前みそながら、2016年は私自身にとつ
ても大きな変化があった。2015年末からの
ICANNアドレス支持組織 (Address Supporting

Organization : ASO) における選定プロセスの結果、2016年11月8日付で、ICANNの理事に就任したことである¹³。任期は3年間となる。IANA 監督権限移管直後、新たな体制・機構の中でICANN

理事会の職責に当たるのは、身震いする思いである。今後とも皆さんからご指導・ご鞭撻とともに、ICANNなどに対する率直なご意見を賜ることができれば幸いである。

1

2

3

4

5

-
1. <https://www.nic.ad.jp/ja/topics/2014/20140317-02.html>
 2. <https://www.nic.ad.jp/ja/topics/2016/20160315-01.html>
 3. <https://www.nic.ad.jp/ja/topics/2016/20160819-01.html>
 4. <https://www.nic.ad.jp/ja/topics/2016/20161001-01.html>
 5. [https://community.icann.org/display/GSEAPAC/Asia+Pacific+Internet+Governance+Academy+\(Seoul\)+2016/](https://community.icann.org/display/GSEAPAC/Asia+Pacific+Internet+Governance+Academy+(Seoul)+2016/)
 6. <https://sites.google.com/site/apsigasia/2016-school/>
 7. <http://isig.in/>
 8. <http://www.itu.int/en/ITU-T/wtsa16/>
 9. <http://www.igf2016.mx/>
 10. <http://igcj.jp/>
 11. <https://www.jaipa.or.jp/topics/igf-japan/>
 12. <https://igf2016.sched.org/event/8hsn/of20-japan/>
 13. <https://www.nic.ad.jp/ja/topics/2016/20161108-01.html>



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2017年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

✉ iwp-info@impress.co.jp